

発行；NPO法人サンキューネット
 住所；富田林市加太一丁目16番24号
 電話；072-365-2352
 Fax；072-365-2362
 メール；san9net@infoseek.jp
 ホームページ；サンキューネット で検索

「介護保険負担割合証」が届いたら、担当のケアマネさんに連絡を！！

平成27年度介護保険法の改正により、8月ご利用分から一定以上所得者の方が介護（予防）サービスを利用した時の自己負担割合が、1割から2割へと変更されます。

これに伴い、現在要介護認定を受けられている方、要介護認定申請中の方全員に、自己負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が市役所から郵送されてきます。

「介護保険負担割合証」（大きさ；たて12.8cmよこ9.1cm）が届いたら、担当のケアマネさんや サービス提供事業所に 必ず連絡をお願いします。

負担割合証のご提示がないと、一時的に2割負担になることがあるので、市役所からの郵便物は必ずご確認くださいませよう、ご家族さま・支援機関の皆さまもご協力ください。

耳よりお役立ち情報 …… 高額介護(予防)サービス費

2割負担対象の方でも必ずしも自己負担が2倍になるとは限りません。すべての方に負担上限月額(下表をご参照ください)が決められているので、その上限額を超えたときには高額介護(予防)サービス費として、その超えた分が介護保険から払い戻されます。


なお、この自己負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費、施設における居住費（滞在費）、食費、保険給付の対象外となるサービスの利用者負担は含まれません。

高額介護(予防)サービス費に該当する方には、市役所から申請書が送られてきますので、申請の手続きをすることにより、払い戻しを受けることができます。

	負担の上限月額
① 現役並み所得に相当する方がいる世帯の方 ……………	44,400円 (世帯)
② 世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方 ……	37,200円 (世帯)
③ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方 ………	24,600円 (世帯)
④ 年金収入80万円以下の方等 ……………	15,000円 (個人)
⑤ 生活保護を受給している方等 ……………	15,000円 (個人)

厚生労働省資料抜粋

さわやかげんきクラブ の ご案内 (サンキューネット主催)
 毎月第2木曜日
 高辺台小学校の脇の校舎2階集会室
 内容；福祉なんでも相談、介護予防体操、血圧測定など



注；予告なく日程変更することがありますので、参加希望の方は、お問い合わせください。 ☎072-365-2352 担当；くにしゆみこ

?どうなるの? 介護予防サービス

「今回の介護保険法の改正により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成29年度末までに介護保険制度の地域支援事業(介護予防・生活支援サービス事業)に移行することとされました。本市では、平成29年度より新事業を実施する予定としているため、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の利用は、29年度には減少し、30年度以降はゼロになる見込みとしています。 富田林市第6期介護保険事業計画(106頁)より

ということは、富田林は平成27年度・平成28年度で準備をし、平成29年度から新しい総合事業へ移行開始するという事です。市の事業計画をもとに具体的なイメージを作ってみました。

	27年度	28年度	29年度	30年度
富田林市の目標	総合事業によるサービス類型の設定と基準・単価の検討	総合事業によるサービスの基準・単価を設定し、サービス基盤の整備	総合事業へ移行開始し、29年度末までには完全移行	総合事業
既に介護サービスを利用している方	認定有効期間終了まで 現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用		新しい認定期間から 総合事業を利用	
新しくサービスを利用する方			認定申請日4月1日以降の方は、総合事業を利用	

要支援認定期間が最大12ヶ月であることから、既にサービスを利用している方は29年度末までには新しい総合事業への移行が完了し、30年度以降はゼロになる見込みとなるのです。

? 現行サービスと新しい総合事業の違いって?

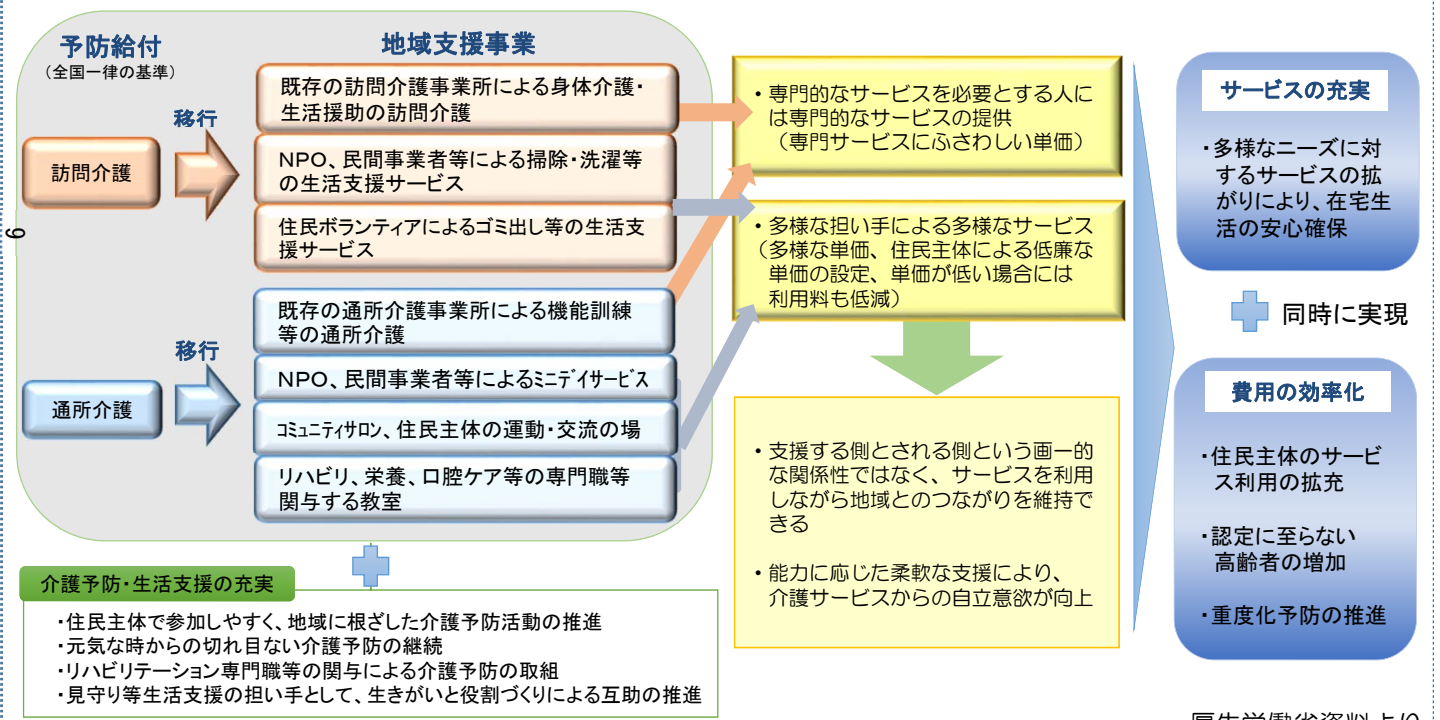
一言でいうと、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は全国一律の基準によって提供されてきましたが、新しい総合事業では、市町村が地域の実情に応じた取り組みが出来るようになる地域支援事業になることです。その地域支援事業には、これまでの介護予防訪問介護・介護予防通所介護が含まれており、さらに多様な担い手による新たなサービスを追加していこうというものです。つまり利用できるサービスが増えることにはなるのですが、今後はサービス内容も利用料も、市町村による地域差が出て来ることとなります。一律の基準ではなくなるのですから・・・

右のページに具体的なイメージとなる厚生労働省の資料(富田林市第6期介護保険事業計画)にも資料として掲載されている)を載せましたのでご覧ください。

今回の法改正で市町村がどのように取り組んでいくのか、早く知りたいところではありますが、市民がこれをどう受け止め、市町村とどのように協働していくことが出来るかが、これからの大きな課題でもあります。

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



私たち市民ができることは ???

富田林市は平成27年度中に「総合事業によるサービス類型の設定と基準・単価の検討」することを、そして平成28年度には「総合事業によるサービスの基準・単価を設定し、サービス基盤の整備」を行うことを目標として設定しています。

上の図の地域支援事業で訪問介護のところをみると、①既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護②NPO・民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス③住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービスと記載されています。

①については既存の訪問介護事業所が市町村の指定を受けて実施します。②についてはNPO・民間事業者等が市町村の指定又は市長村から事業委託をうけて実施します。③については住民ボランティア主体で実施することになっており、厚生労働省の別の資料によると、市町村から運営費補助(運営のための事業経費の一部を補助)を受け、利用料も支援主体(ボランティア団体・地域でつくる協議会等)が任意に設定し(無償や実費負担のみも考えられる)サービス提供することになるようです。

①②については単価設定は現在よりも低くなるように設定されることになっていますが、これについては既存の事業体が担っていくので、市民からすると既存の事業体に頑張って欲しいところですが、③はちがいます。

こうしてみると、誰かがしてくれるのを待ってばかりは居れません。住民ボランティアが実施主体ということは、私たち住民が主体となって、これからどうしていくのが良いのか、しっかり考え向き合っていかなければならないことに他ならないのです。これから皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

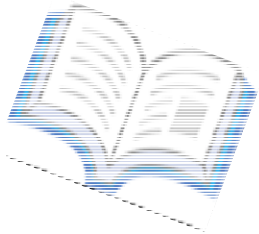
介護員養成研修(初任者研修) 好評開講中!! 次回は12/12(土)開講の予定です

期間 ; 平成27年12月12日から4月30日の毎週土曜日(但し、2回日曜日あり)
会場 ; 村田医院 文化センター棟(富田林市青葉丘8-14)
 デｲｰビﾝｸﾞｾﾝﾀｰさえずり(富田林市五軒家1-25-10) (日曜のみ)
定員 ; 20名
受講料 ; 69,800円(教材費込・税込み価格)、学生(48,860円) いずれも分割可

サンキューネット介護員養成研修は、講座終了日と次の講座の開講日が同じ日というサイクルで運営しています。ですから、次々回の開講日は平成28年4月30日となるので日程がとてもわかりやすくなっています。

お知り合いの方で研修を受けてみたい方がおられましたら、ぜひお声掛け下さい。サンキューネットの研修修了生からの紹介だと3000円の割引があります。詳しくは、担当の國司(くにし)までお問合せ下さい。電話072-365-2352(代)

富田林市加太1-16-24 (関西アーバン銀行川沿い)



寄付金・きふ物品のお礼

* 前号ご報告以降に頂いたご寄附・賛助金を紹介します *

法人・団体からのご寄附・賛助 ; 医療法人恒昭会 青葉丘病院様5,000円、有限会社ケアプラザ様5,000円、株式会社上東車両様15,000円、株式会社ライラック様10,000円、五軒家町会様10,000円

個人事業主の方からのご寄附・賛助 ; 井村司法書士事務所 井村晋様6,000円、喜井工務店 喜井伸行様3,000円、梅田工業所 梅田和孝様3,000円

個人の方からのご寄附・賛助 ; 尾崎博様1,103,000円、八木重二様9,000円、金山喜久雄様9,000円、ON様10,000円、MT様6,000円、田中幸子様5,000円、個人で3,000円ご寄附・賛助して頂いた方々 ; 栗山美津子様、MM様、大浦清美様、HM様、KN様、KM様、三木敏恵様、OM様、高塚節子様、HR様、OE様、山本勝枝様、織田富美子様、MI様、福永様、OM様、OK様、KS様、西口美智子様、HM様、YY様、TY様、MY様、TY様、MT様、藤井利一様、隆琦撤宗様、FN様、YM様、岩根正尚様、IJ様、TY様、千葉貞雄様、MK様、KM様、山内庸行様、UK様、UT様、UH様、US様、YT様、IY様、IY様、WE様、SR様、SY様、IK様、TS様、YM様、MH様、MT様、TS様、MS様、OT様、TF様、ET様、鴻巣十二子様3,000円、SH様、KY様、SN様、NT様、TM様、AK様、KH様、YH様、KK様、KM様、HT様、TY様、IK様、NR様、HM様、TK様、KJ様

物品のご寄附 ; 木村様 はくパンツ・尿パット・紙おむつ・ラバーシーツ他、岡村様 お茶碗・小皿、TM様 手押し車・洗剤・エアマット、近藤様 筆記用具、藤井様 肌着・寝間着、福永様 Tシャツ・エプロン、村上様 切手、尾崎様 タオル、等 頂きました。大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

きふ物品 募集コーナー

ご家庭でご不要のものがございましたらご寄付ください。よろしくお願ひします。

- * タオル
- * 紙おむつ
- * 書き損じのはがき
- * 未使用の切手
- * 図書券・商品券など



サンキューネットは、会の趣旨に賛同した活動会員の活動と、皆さまのご支援によって支えられています。みなさま、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願ひします。

認定NPO法人の取得にむけて、皆さまご支援・ご協力のほど、よろしくお願ひします。

*郵便振替口座 00960-4-128743

サンキューネット寄付金口

個人 一口 3,000円

法人・団体 一口 5,000円

ゆうちょ銀行の通帳から振込むと手数料不要です
*ソフトバンク「かざして募金」からも寄附ができます。

サンキューネットは、営利を目的としない公益活動法人です。「住み慣れた地域で安心していつまでも暮らしたい・・・」そんな思いを大切に、みんなで助け合う地域づくり、まちづくりをめざしています。

